

## 当社の顧客情報保護に関する体制等について

令和6年9月2日

お客さま各位

Thai CC Innovation Co., Ltd.

98 Sathorn Square Office Tower, 26th Floor, Unit 2601, North Sathorn Road, Silom, Bangrak,  
Bangkok 10500 Thailand

Managing Director 滝沢 悠平

当社は、「顧客情報の共同利用について」のとおり、株式会社北國フィナンシャルホールディングス及び同社のグループ各社（以下「北國銀行グループ」といいます。）との間で、個人および法人のお客さまのお取引を通じて知り得た情報（以下「顧客情報」といいます。）を共同利用させていただきます。

これに関する当社の顧客情報保護に関する体制等について、以下のとおり公表いたします。

### 1. 顧客情報保護に関する体制

#### (1) 各規程の整備

当社では、北國銀行グループ各社と共通した「顧客情報の保護に関する基本方針」「顧客情報の取扱い」「顧客情報の共同利用について」及び社内規程を整備することによって、顧客情報の保護を図っております。ここでは、例えば、以下の内容を規定しております。

- ① あらかじめ特定し公表した利用目的の範囲内で顧客情報を利用すること
- ② 役職員の不適正な顧客情報の利用を禁止するとともに、各法令の趣旨を理解した上で社内規程を遵守し、顧客情報の適切な取得及び利用を行うこと
- ③ 代表者を責任者として顧客情報保護に関して安全管理に係る定期点検を実施するとともに、従業員は代表者の指導・管理の下に顧客情報保護に関する諸施策に取り組み、安全管理の徹底を図ること
- ④ 代表者は、従業員に対し、顧客情報保護に関する研修・訓練を定期的実施し、従業員の意識徹底を図ること
- ⑤ 委託先の選定・指導・管理を実施し、定期的にその状況を代表者に報告すること
- ⑥ 当社において情報漏洩事案が発生した場合には、直ちに株式会社CCイノベーション及び株式会社北國フィナンシャルホールディングス経営管理部と連携し、同社を通じて個人情報保護委員会への報告を行うとともに、当該顧客情報のご本人様へお知らせすること
- ⑦ 顧客の同意の取得または別途法令上の措置を講じない限り、北國銀行グループ各社の間で共同利用する顧客情報については第三者に提供しないこと

(2) 各規程の運用状況の確認

各規程が適切に運用されていることについては、株式会社北國フィナンシャルホールディングス監査部が、監査計画に基づき、年1回以上の頻度で当社の顧客情報管理に関する監査を実施し、その監査結果の報告によって確認しております。

2. 顧客情報保護に影響を及ぼす制度の有無及び内容、並びにそれらの確認方法

当社が所在するタイ王国の制度については、日本の個人情報保護委員会が公表している情報 ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/thailand\\_report.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/thailand_report.pdf)) をご確認ください。

このような制度の有無及び内容については年1回以上の頻度で、日本の個人情報保護委員会が公表している情報の確認とともに現地弁護士等を通じて情報の収集を行い、その結果を株式会社北國フィナンシャルホールディングス経営管理部に報告しております。

3. 顧客情報保護における支障の有無及びこれが発生した場合の措置

当社では、これまで顧客情報の取扱いに係る法令等違反は発生しておらず、現時点においては顧客情報保護における支障はありません。

このような法令等違反などが発生した場合には、個人情報の保護に関する法律施行規則 18 条 1 項 2 号に基づき、必要な措置を講じます。

以上